占冠村職員給与の状況

人事行政の公平性と透明性を高めるため、「占冠村人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」に基づき、職員の給与の状況等をお知らせします。

職員給与費の状況（単位：万円）

年度	職員数（A）	給与費				１人当たり給与費（B/A）
		給料	期末・勤勉手当	諸手当	計（B）	
令和６年度	65人	26,831	10,674	4,730	42,235	650
令和７年度	64人	27,272	11,014	4,715	43,001	672

※職員数は令和７年度当初予算ベースの人数（特別職を含む）です。

職員平均給料月額と平均年齢状況
（令和７年４月１日現在）

区分	平均給料額	平均年齢
一般行政職	346,384円	43.7歳

初任給と採用２年経過の給与月額
（令和７年４月１日現在）

区分		初任給	採用２年経過給与月額
一般行政職	大卒	220,000円	230,000円
	高卒	188,000円	199,400円

職員手当の状況

退職手当		自己都合	定年		通勤手当	片道通勤距離２ｋｍ超の者で、交通機関等利用
	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分			
	勤続30年	34.7355月分	40.80375月分			
	勤続35年	39.7575月分	47.709月分			
	最高限度	47.709月分	47.709月分			
期末・勤勉手当		期末	勤勉	計	住宅手当	借家で、12,000円を超える家賃を支払っている職員
	６月期	1.25月分	1.05月分	2.30月分		
	12月期	1.25月分	1.05月分	2.30月分		
	計	2.50月分	2.10月分	4.60月分		
扶養手当	子		10,000円			
	父母等		6,500円			
	特定期間の加算		5,000円			

等級別職員数の状況（令和７年４月１日現在）

区分	６級	５級	４級	３級	２級	１級	計
標準的な職務	課長 主幹	課長 主幹	主幹 係長・主査	係長 主査・主任	主事	主事 事務補	－
職員数	20人	14人	４人	９人	６人	３人	56人
構成比	35.7%	25.0%	7.1%	16.1%	10.7%	5.4%	100%

令和８年度 上川管内町村等職員採用試験のお知らせ

占冠村採用予定人数
○一般行政職　若干名
○消防職　１人
○林業職　１人
○保育士　１人
○保健師　１人

受付期間
令和７年７月１日（火）から令和７年８月１日（金）まで
※土日・祝日は除く。
※郵送の場合は８月１日（金）までの消印有効。

受付窓口
役場総務課職員厚生担当　☎56・2121
上川町村会事務局　☎0166・46・5230

筆記試験日
令和７年９月21日（日）

筆記試験合格発表
令和７年10月10日（金）
※合格者には後日、面接試験の日程が通知されます。

筆記試験会場
旭川市ときわ市民ホール（旭川市５条通４丁目）
旭川勤労者福祉会館（旭川市６条通４丁目）

試験説明会
①札幌会場　ホテルポールスター札幌
令和７年７月３日（木）　13時～
②旭川会場　旭川勤労者福祉会館
令和７年７月５日（土）　13時～

問　総務課職員厚生担当　☎56・2121

後期高齢者医療制度のお知らせ

有効期限が令和８年７月31日までの「資格確認書」をお渡しします

保険証の有効期限が切れます

現在ご使用されている水色の保険証の**有効期限が令和７年７月31日をもって満了**となるため、８月以降は使用できなくなります。

黄緑色の資格確認書を交付します

保険証の有効期限満了後には、代わりとなる**黄緑色の資格確認書**を交付します。

> **資格確認書**は、令和７年８月１日から令和８年７月31日までご使用いただけます（お手元に届いてすぐにはご使用できません）。

資格確認書は、健康保険証の利用登録をしたマイナンバーカード（マイナ保険証）の保有状況に関わらず、一律で全被保険者へ交付します。

医療機関等を受診する際に資格確認書を提示することで、これまでの保険証と同様にお使いいただけます。一方で、マイナ保険証にはさまざまなメリットがありますので、マイナ保険証をお使いになれる方は、ぜひマイナ保険証をご利用ください。

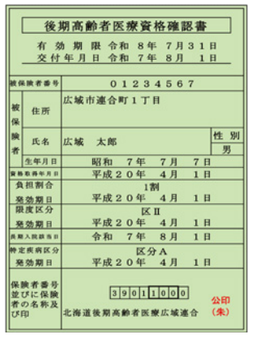

有効期限が「**令和８年７月31日**」の**黄緑色の「資格確認書」**をご使用ください。

資格確認書に限度区分等を記載することができます

資格確認書の以下①～③の欄については、本人の希望に基づいて、申請により併記することが可能です。

なお、過去に「限度額適用・標準負担額認定証」や「限度額適用認定証」が交付されていた方は、①②がすでに併記されていますが、本人の希望により申請していただくことで資格確認書に併記しないことも可能です。

① 限度区分、限度区分の発効期日　② 長期入院該当日　③ 特定疾病区分、特定疾病区分の発効期日

◆ **限度区分：** 医療費が高額となったときの自己負担限度額や入院したときの食事代などの区分を示しており、前年の所得に応じて決まります。資格確認書の表記は下記の通りです。

限度区分	自己負担割合	対象者
現役Ⅲ	現役並み所得者３割	住民税の課税所得（※１）が690万円以上の被保険者と、同一世帯にいる被保険者の方
現役Ⅱ		住民税の課税所得（※１）が380万円以上の被保険者と、同一世帯にいる被保険者の方
現役Ⅰ		住民税の課税所得（※１）が145万円以上の被保険者と、同一世帯にいる被保険者の方
一般Ⅱ	一定以上所得者２割	以下の（１）と（２）両方の要件に該当する方 （１）同一世帯に住民税の課税所得（※１）28万以上145万円未満の被保険者の方がいる。 （２）同一世帯内の被保険者全員の「年金収入＋年金以外の合計所得（※２）」の合計金額が ・被保険者が１人の場合　⇒　２００万円以上 ・被保険者が２人以上の場合　⇒　３２０万円以上
一般Ⅰ	１割	住民税課税世帯で一般Ⅱに該当しない方
区Ⅱ		世帯全員が住民税非課税であり、区Ⅰに該当しない方
区Ⅰ		世帯全員が住民税非課税であり、以下のいずれかに該当する方 ・世帯全員の所得が０円（※３） ・老齢福祉年金を受給している方

※１　「課税所得」とは、住民税納税通知書の「課税基準」の額（前年の収入から、給与所得控除や公的年金等控除、所得控除（基礎控除や社会保険料控除等）を差し引いた後の金額）であり、確定申告書（所得税）に記載された課税される所得金額と異なります。

※２　給与所得がある場合は、給与所得金額から10万円を控除します。

※３　公的年金控除は80万6,700円（令和７年７月までは80万円）を適用します。給与所得がある場合は、給与所得金額から10万円を控除します。

問　北海道後期高齢者医療広域連合　☎　011－290－5601　　住民課後期高齢者医療担当　☎　56－2122